

[事案 28-102] 既払込保険料返還請求

・平成 29 年 3 月 22 日 裁定不調

<事案の概要>

保険料が積立金から充当して支払われることについて説明を受けていないことを理由として、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 60 年 8 月に契約し、平成 3 年 5 月、平成 7 年 7 月、平成 20 年 7 月に転換した契約について、以下の理由により、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)平成 18 年 9 月から平成 20 年 8 月までの保険料が、保険料振替貸付により、それまで支払った保険料の積立金から勝手に立て替えられた。
- (2)平成 20 年の契約転換時、募集人から、保険料は保険会社が立て替えるので支払わなくてもよいと説明され、保険料が積立金から支払われること（キャッシュレス転換）の説明はなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)保険料振替貸付については約款に明記されている。
- (2)募集人は、転換後の契約内容および転換後第 1 回目の年払保険料を積立金から充当すること（キャッシュレス転換）について、複数回にわたって説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時において募集人の対応に不適切な点があったかどうかなど、転換時の状況を把握するため、申立人および平成 20 年の契約転換の勧誘に同席した担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、既払込保険料の返還は認められないが、以下の理由から、和解により解決を図ることが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾するとの回答を得られなかったため、同規程第 38 条 2 項にもとづき、裁定不調として手続を終了した。

- (1)申立人は、平成 20 年の契約転換直前まで 2 年分の保険料を支払っておらず、また、契約転換時も収入がなく将来の保険料の支払いに不安が残る状況にあった。
- (2)そのような中、保障の増額により契約転換後の保険料が増額されており、募集人が、将来の保険料支払いに対し、十分な配慮を行ったといえるか疑問が残る。